

# 高額介護（予防）サービス費の負担上限額が変わります

介護保険法の改正により、平成 29 年 11 月に支払われる高額介護（予防）サービス費（平成 29 年 8 月サービス利用分）の算定が下記のとおり変更となります。

## （現在）

区分	負担限度額(世帯での合計)	
生活保護を受給されている方	15,000円	
世帯全員が 住民税非課税の方	高齢福祉年金を受給の方 または、合計所得金額および課税年 金収入の合計が80万円以下の方	24,600円 (ただし、個人で 15,000円を超えている 場合は支給対象。)
	前年の合計所得金額及び課税年金 収入の合計が80万円を超える方	24,600円
市町村民税課税世帯の方	37,200円	
① 課税世帯で現役並みの所得がある方 ② 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方が いて、65歳以上の方が1人の場合は、383万円以上、2人 以上の場合は520万円以上の収入がある方	44,000円	

## （変更後）

負担限度額(世帯での合計)
15,000円
24,600円 (ただし、個人で15,000円を超 えている場合は支給対象。)
24,600円
<b>44,000円</b>
44,000円



※ただし、長期にわたり介護保険サービスを利用されている方に配慮し、65歳以上の方すべての利用者負担割合が1割の世帯は、**446,400円**（37,200円×12月）の年間上限額が設けられます。（3年間の時限措置）

●問合せ 保健課介護・高齢者支援係 TEL75-4960

## うきは創業塾

うきは市商工会及びうきは市が連携し「うきは創業塾」を開講します。

現在、創業のカタチは大きく変わってきています。「夢を実現したい!」、「空いた時間を有効に活用したい」、「セカンドキャリアとして創業したい」など、創業には様々な想いがあります。創業塾では、皆様が抱く創業への想いをカタチにするための道しるべとなるセミナーです。具体的な計画が無くても大丈夫です! 経験豊富な熱血講師陣と一緒に楽しく学べます。

- 日 時 1日目: 10月14日(土) 10時~17時
- 2日目: 10月21日(土) 10時~17時30分
- 3日目: 10月28日(土) 10時~16時

■場 所 うきは市民センター別館 (U-BiC)

■受講料 2,000円

■内 容 経営、財務、労務、販路開拓、創業体験談、POP作成、創業計画書作成  
(座学・ワークショップ形式)

■講 師 ユアブレイン・オフィス(千葉 真弓)、内村明子商業施設コンサルタント(内村 明子)、  
日本政策金融公庫、うきは市内経営者、うきは市商工会

■定 員 先着12名

- 修了者 ①全講義受講者には終了証を交付します。
- ②セミナー終了者はうきは市創業奨励金に申請することができます。  
(申請には一定の要件があります。)
- ③創業実現まで商工会がサポートします。

●問合せ うきは市商工会 経営支援指導課 TEL77-2239  
うきは市商工会ホームページ (<http://ukiha-sho.com>)



昨年度開催の様子